

【表紙】

【発行登録追補書類番号】	1 - 関東 1 - 1	
【提出書類】	発行登録追補書類	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2020年10月 8 日	
【会社名】	五洋建設株式会社	
【英訳名】	PENTA-OCEAN CONSTRUCTION CO.,LTD.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 清 水 琢 三	
【本店の所在の場所】	東京都文京区後楽二丁目 2 番 8 号	
【電話番号】	03(3816)7111 (大代表)	
【事務連絡者氏名】	財務部長 遠 藤 淳 一	
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区後楽二丁目 2 番 8 号	
【電話番号】	03(3816)7111 (大代表)	
【事務連絡者氏名】	財務部長 遠 藤 淳 一	
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債	
【今回の募集金額】	第 5 回無担保社債 (5 年債) (グリーンボンド)	10,000百万円
	第 6 回無担保社債 (3 年債)	10,000百万円
	計	20,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	2019年 8 月 8 日
効力発生日	2019年 8 月16日
有効期限	2021年 8 月15日
発行登録番号	1 - 関東 1
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 30,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
-	-	-	-	-
実績合計額(円)		なし (なし)	減額総額(円)	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出している。

【残額】 (発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 30,000百万円
(30,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額
(下段()書きは、発行価額の総額の合計額)
に基づき算出している。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項なし

【残高】 (発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額)

円

【安定操作に関する事項】

該当事項なし

【縦覧に供する場所】

五洋建設株式会社 名古屋支店

(名古屋市中区栄一丁目2番7号)

五洋建設株式会社 大阪支店

(大阪市北区芝田二丁目7番18号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債(短期社債を除く。)(5年債)】

銘柄	五洋建設株式会社第5回無担保社債(社債間限定同順位特約付) (グリーンボンド)
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	金10,000百万円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金10,000百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年0.250%
利払日	毎年4月14日及び10月14日
利息支払の方法	1. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2021年4月14日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年4月及び10月の各14日にその日までの前半か年分を支払う。 (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 半か年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。 (4) 償還期日後は利息をつけない。 2. 利息の支払場所 別記(注)「11. 元利金の支払」記載のとおり。
償還期限	2025年10月14日
償還の方法	1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、2025年10月14日にその総額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。 3. 償還元金の支払場所 別記(注)「11. 元利金の支払」記載のとおり。
募集の方法	一般募集

申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2020年10月8日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2020年10月14日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	当社は、当社が国内で既に発行した、または当社が国内で今後発行する他の無担保社債(ただし、本社債と同時に発行する第6回無担保社債(社債間限定同順位特約付)を含み、別記「財務上の特約(その他の条項)」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。)に担保権を設定する場合には、本社債にも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。したがって、本社債は、当社が国内で既に発行した、または当社が国内で今後発行する他の無担保社債(ただし、本社債と同時に発行する第6回無担保社債(社債間限定同順位特約付)を含み、別記「財務上の特約(その他の条項)」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。)以外の債権に対しては劣後することがある。
財務上の特約(その他の条項)	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。

(注)

1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社日本格付研究所(以下「JCR」という。)からA(シングルA)の信用格付を2020年10月8日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関するJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与に当たり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<https://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号 03-3544-7013

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3. 社債の管理

本社債には会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されておらず、社債権者は自ら本社債を管理し、または本社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。

4. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行

5. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合に該当したときは、直ちに本社債について期限の利益を失う。

- (1) 当社が別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき。
- (2) 当社が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背し、7日以内に当社がその履行をしないとき。
- (3) 当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄の規定に違背したとき。
- (4) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (5) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。
- (7) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

6. 社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるときを除き、当社定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、事故その他、やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙（ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。）によりこれを行う。

7. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

8. 社債要項の変更

- (1) 本社債の社債要項に定められた事項（ただし、本（注）4を除く。）の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要する。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- (2) 裁判所の認可を受けた前号の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

9. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法の定めるところによる。）の社債（以下「本種類の社債」と総称する。）の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本（注）6に定める方法により公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を当社に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

10. 費用の負担

以下に定める費用は当社の負担とする。

- (1) 本（注）6に定める公告に関する費用
- (2) 本（注）9に定める社債権者集会に関する費用

11. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

2 【社債の引受け及び社債管理の委託（5年債）】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	7,000	1. 引受人は、本社債の全額につき、共同して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金40銭とする。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	2,000	
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	1,000	
計		10,000	

(2) 【社債管理の委託】

該当事項なし

3 【新規発行社債（短期社債を除く。）（3年債）】

銘柄	五洋建設株式会社第6回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	金10,000百万円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金10,000百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年0.150%
利払日	毎年4月14日及び10月14日
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2021年4月14日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年4月及び10月の各14日にその日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所</p> <p>別記（（注）「11. 元利金の支払」）記載のとおり。</p>
償還期限	2023年10月13日

償還の方法	<p>1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限 (1)本社債の元金は、2023年10月13日にその総額を償還する。 (2)償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3)本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所 別記（（注）「11. 元利金の支払」）記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2020年10月8日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2020年10月14日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	当社は、当社が国内で既に発行した、または当社が国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、本社債と同時に発行する第5回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）を含み、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）に担保権を設定する場合には、本社債にも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。したがって、本社債は、当社が国内で既に発行した、または当社が国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、本社債と同時に発行する第5回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）を含み、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）以外の債権に対しては劣後することがある。
財務上の特約(その他の条項)	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。

(注)

1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）からA（シングルA）の信用格付を2020年10月8日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<https://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情

報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

J C R : 電話番号 03-3544-7013

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3. 社債の管理

本社債には会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されておらず、社債権者は自ら本社債を管理し、または本社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。

4. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行

5. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合に該当したときは、直ちに本社債について期限の利益を失う。

- (1) 当社が別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき。
- (2) 当社が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背し、7日以内に当社がその履行をしないとき。
- (3) 当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄の規定に違背したとき。
- (4) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (5) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。
- (7) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

6. 社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるときを除き、当社定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、事故その他、やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙（ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。）によりこれを行う。

7. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

8. 社債要項の変更

- (1) 本社債の社債要項に定められた事項（ただし、本（注）4を除く。）の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要する。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- (2) 裁判所の認可を受けた前号の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

9. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法の定めるところによる。）の社債（以下「本種類の社債」と総称する。）の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本（注）6に定める方法により公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を当社に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

10. 費用の負担

以下に定める費用は当社の負担とする。

- (1) 本（注）6に定める公告に関する費用
- (2) 本（注）9に定める社債権者集会に関する費用

11. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

4 【社債の引受け及び社債管理の委託（3年債）】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	7,000	1. 引受人は、本社債の全額につき、共同して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金35銭とする。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	2,000	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	1,000	
計		10,000	

(2) 【社債管理の委託】

該当事項なし

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
20,000	103	19,897

(注) 上記金額は、第5回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）及び第6回無担保社債（社債間限定同順位特約付）の合計金額である。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額19,897百万円のうち第5回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）の差引手取概算額である9,944百万円については、4,470百万円を2020年10月末までに、設備投資資金として洋上風力発電設備の基礎工事及び風車据付用に建造するSEP（自己昇降式作業台）型多目的起重機船（以下「SEP船」という。）の建造資金支払により減少した手元資金に充当し、残額を2022年9月末までに当該建造資金に充当する予定である。なお、実際の充当期間までは現金又は現金同等物にて管理する。第6回無担保社債（社債間限定同順位特約付）の差引手取概算額である9,953百万円については、全額を2021年3月末までに外注費や材料費の支払等の運転資金に充当する予定である。

第2 【売出要項】

該当事項なし

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

五洋建設株式会社第5回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）に関する情報

グリーンボンドとしての適格性について

当社は、第5回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）（以下「第5回債」といいます。）をグリーンボンドとして発行するため、「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2018年版」（注1）、「グリーンボンドガイドライン2020年版」（注2）及び「気候変動債基準3.0版（Climate Bonds Standard Version 3.0）」（注3）に即したグリーンボンドフレームワークを策定しました。

第5回債については、第三者評価機関である株式会社日本格付研究所（JCR）より「JCRグリーンボンド評価」（注4）の最上位評価である「Green 1」の評価を取得しております。また、第5回債が第三者評価を取得することに関し、環境省の2020年度グリーンボンド発行促進体制整備支援事業（注5）の補助金交付対象となることについて、発行支援者たるJCRは一般社団法人グリーンファイナンス推進機構より交付決定通知を受領しております。

さらに、第5回債については「気候ボンド認証」（注6）が付与されています。

（注1） 「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2018年版」とは、国際資本市場協会（ICMA）が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド原則執行委員会（Green Bond Principles Executive Committee）により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインです。

（注2） 「グリーンボンドガイドライン2020年版」とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2017年3月に策定・公表し、2020年3月に改訂したガイドラインです。

（注3） 「気候変動債基準3.0版（Climate Bonds Standard Version 3.0）」とは、英国の国際NGOである Climate Bonds Initiative（CBI）が当該債券について、パリ協定における2目標と一致していることを、厳格な科学的基準に基づいて保証する基準です。当該基準は、CBIにより作成された国際的に幅広く認知された基準で、認証プロセス、発行前・発行後要件やセクター別の適格性・ガイダンスが含まれており、「グリーンボンドの環境に対する貢献度についての信頼性や透明性を確保すること」を目的としています。気候変動債基準ではセクター別基準が運用されており、当該グリーンボンドが対象とするプロジェクト及び資産の適格性の判断においては、該当するセクター別基準を満たしている必要があります。第5回債ではJCRの検証により、「海洋再生可能エネルギー（洋上風力）クライテリア（Marine Renewable Energy Sector Criteria）」を満たしていることを確認しました。

（注4） 「JCRグリーンボンド評価」とは、ICMAが作成したグリーンボンド原則及び環境省が策定したグリーンボンドガイドライン2020年版を受けたグリーンボンドに対するJCRによる第三者評価です。当該評価においてはグリーンボンドの調達資金の用途がグリーンプロジェクトに該当するかの評価である「グリーン性評価」及び発行体の管理・運営体制及び透明性について評価する「管理・運営・透明性評価」を行い、これら評価の総合評価として「JCRグリーンボンド評価」が決定されます。

（注5） 「2020年度グリーンボンド発行促進体制整備支援事業」とは、グリーンボンドを発行しようとする企業や地方公共団体等に対して、外部レビューの付与、グリーンボンドフレームワーク整備のコンサルティング等により支援を行う登録発行支援者に対して、その支援に要する費用を補助する事業です。対象となるグリーンボンドの要件は、調達した資金の全てがグリーンプロジェクトに充当されるものであって、かつ発行時点において以下の全てを満たすものです。

(1) グリーンボンドの発行時点で以下のいずれかに該当すること

主に国内の脱炭素化に資する事業（再エネ、省エネ等）

- ・調達資金額の半分以上が国内脱炭素化事業に充当される又はグリーンプロジェクト件数の半分以上が国内の脱炭素化事業であるもの

脱炭素化効果及び地域活性化効果が高い事業

- ・脱炭素化効果 国内のCO₂削減量1トン当たりの補助金額が一定以下であるもの
- ・地域活性化効果 地方公共団体が定める条例・計画等において地域活性化に資するものとされる事業、地方公共団体等からの出資が見込まれる事業等

(2) グリーンボンドフレームワークがグリーンボンドガイドラインに準拠することについて、発行までの間に外部レビュー機関により確認されること

(3) いわゆる「グリーンウォッシュ債券」ではないこと

(注6) 「気候ボンド認証」とは、第三者評価機関により気候変動債基準への適合性の検証を受けた債券に対しCBIにより付与されるものです。

グリーンボンド・フレームワークについて

調達資金の使途

第5回債の調達資金は、洋上風力発電設備の基礎工事及び風車据付用に建造するSEP船の建造資金及び第5回債の払込期日から過去1年以内の当該建造資金支払により減少した手元資金に充当する予定です。当社では以下の通り適格基準を定め、プロジェクトの選定に際しては下記基準に適合することを検証することとしています。

- ・風力発電設備の建設のみを用途とすること
- ・曳航式であること
- ・建造したSEP船の運用における環境改善効果及び環境へのネガティブなインパクトを特定し、適切な措置を講じること

プロジェクトの評価及び選定のプロセス

当社では、洋上風力発電設備の建設のためのSEP船の建造について、取締役会が定めた適格基準に合致するかどうかを経営管理本部、土木本部及び洋上風力事業本部において検討し、評価及び選定が行われます。選定されたプロジェクトは最終的に取締役会が承認します。

調達資金の管理

口座管理について、第5回債の調達資金は口座に入金されたのち、財務部において管理が行われます。財務部では、調達資金の管理について専用の帳簿を準備し、証憑とともに帳簿にて入出金が管理される予定です。入出金については充当の都度、財務部長の承認が行われており、責任者によって適切に決裁が行われる予定です。なお未充当資金については、現金及び現金同等物で管理する予定です。

追跡管理については、四半期単位で充当状況及び未充当資金の管理を行います。

第5回債により調達した資金の管理については、内部統制を行い、統制に係る文書はファイル管理が行われ管理されます。この統制に係る文書は内部監査の対象となる予定です。また、未充当資金残高の管理が適切かどうかについては外部監査の対象とする予定です。

第5回債が償還されるまでの間に対象資産を滅失・売却等した場合建造期間中は造船会社から受領した履行保証による補填、建造後は保険でカバーし再度建造を行う予定です。

レポートニング

・資金の充当状況に係るレポートニング

第5回債による調達資金は、充当まで約2年程度が予定されており、未充当の資金は現金及び現金同等物にて管理します。

また、SEP船が専ら洋上風力発電設備の建造に使われたことを示す証憑をJCRに対して開示する予定であるほか、資金の充当状況について当社のウェブサイトにて年次で開示する予定です。

なお、第5回債が償還されるまでの間に対象資産を滅失・売却等し、再充当の必要がある場合には、グリーンボンド調達資金の全額を適格基準に合致するプロジェクトに充当するまで、当社のウェブサイト上にて、年次で開示する予定です。

・環境改善効果に係るレポートニング

当社では、環境改善効果のレポートニングとして、以下の2項目を開示する予定です。

SEP船の竣工

SEP船により施工された洋上風力発電設備設置基数実績

なお、当社は第5回債が償還されるまでの間JCRより資金の充当状況並びに環境改善効果としての開示内容等のレポートニングの状況を主としたグリーンボンド評価のレビューを受ける予定です。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4 【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項なし

第2 【統合財務情報】

該当事項なし

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項なし

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第70期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) 2020年6月25日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第71期第1四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日) 2020年8月4日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日(2020年10月8日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年6月26日に関東財務局長に提出

4 【訂正報告書】

訂正報告書(上記1 有価証券報告書の訂正報告書)を2020年7月6日に関東財務局長に提出

5 【訂正報告書】

訂正報告書(上記3 臨時報告書の訂正報告書)を2020年9月30日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下有価証券報告書等という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本発行登録追補書類提出日(2020年10月8日)までの間において生じた変更その他の事由はない。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は本発行登録追補書類提出日(2020年10月8日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もない。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではない。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

五洋建設株式会社 本社
(東京都文京区後楽二丁目2番8号)
五洋建設株式会社 名古屋支店
(名古屋市中区栄一丁目2番7号)
五洋建設株式会社 大阪支店
(大阪市北区芝田二丁目7番18号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項なし